

**豊岡市良好な地域環境を確保するための
開発行為の手続等に関する条例**

開発行為の技術的基準

2025年4月

豊 岡 市

次

第1章	総則	P 1
第2章	道路に関する事項	P 1
第3章	出入口に関する事項	P 7
第4章	公園、広場、緑地に関する事項	P 8
第5章	消防水利に関する事項	P 9
第6章	排水施設に関する事項	P 11
第7章	給水施設に関する事項	P 13
第8章	緑化に関する事項	P 14
第9章	安全措置に関する事項	P 14
第10章	その他に関する事項	P 20

第1章 総則

1 趣旨

この技術的基準は、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例（平成19年4月2日制定）第11条第1項第10号に規定する開発行為に伴う公共施設の整備等に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 道路に関する事項

1 道路等の分類及び定義

この章において、開発行為により設置される道路を次のように分類する。

- (1) 区域内道路とは、新たに開発区域内に設置される道路をいう。
- (2) 袋路状道路とは、開発区域内に設置される道路で、車両の通り抜けが不可能な道路をいう。
- (3) 既存道路とは、開発区域に接する道路をいう。
- (4) 通路とは、歩行者専用道路（階段状の場合、階段の左右又は中央に自転車押上げ用のスロープを設置しているものも含む）をいう。

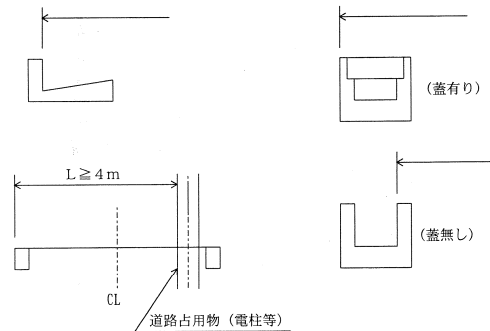
2 設計計画の基本

- (1) 開発区域に設置される道路は、開発区域内及びその周辺の交通に支障をきたすことのないよう、計画しなければならない。
- (2) 道路の構造については、この技術的基準に定めるもののほか、道路構造令の基準に準じて計画すること。

3 道路の配置計画

- (1) 街区計画は原則として、住宅地にあつては街区の形状を矩形とし、その長辺が50メートル以上80メートル未満、短辺は15メートル以上40メートル未満を標準とする。また、住宅地以外にあつては予定建築物の用途等を勘案して定めること。
- (2) 区域内道路は、幅員6m以上の既存道路（原則として公道）に接続させること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域周辺の土地の地形及び利用の態様等照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であつて、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる場合においてはその限りでない。なお、その場合の有効幅員は4mを下限とする。

※「有効幅員」の考え方は、次に掲げる図による。



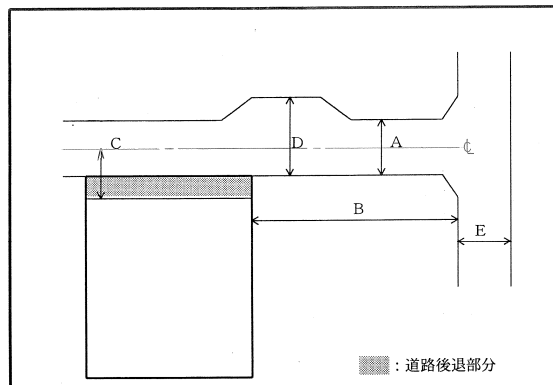
- (3) 区域内道路の有効幅員は、開発区域の規模、予定建築物の用途に応じて、次の表に掲げる幅員以上とすること。

	3,000平方メートル未満	3,000平方メートル以上
住宅	当該道路に面する戸数が 10戸以下かつ延長が35m以下	4 m
	50m未満	
	50m以上	
住宅以外の建築物	6 m	6 m
その他	6 m	

※ 住宅とは、2階建て以下の一戸建ての住宅及び共同住宅をいう。

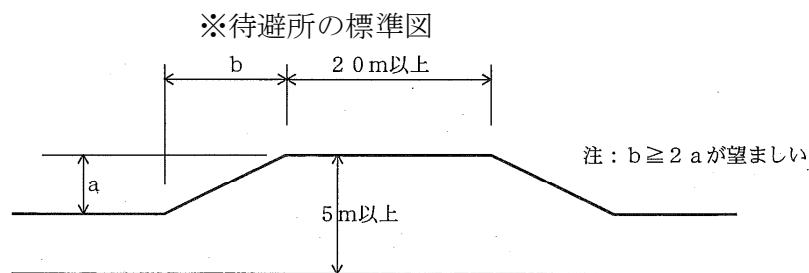
- (4) 道路の幅員が9 m以上のものについては歩車道を分離し、歩道は縁石線又は柵等の工作物によって車道から分離されていること。
- (5) 既存道路幅員が6 m以下の場合は、原則として当該道路中心線より3 m（道路の反対側が河川又はがけ地等の場合は端部から6 m）後退するものとする。ただし、周辺の道路状況によりやむを得ないと認められるときは、市長と協議の上、別途定めることができる。なお、その場合の下限は、中心後退2 m（道路の反対側が河川又はがけ地等の場合は端部から4 m）とする。

※道路後退の標準図



- A：現況幅員
 B：主要道路から開発区域までの距離
 C：中心後退（原則として3 m）
 D：待避所（幅員5 m以上）
 E：原則として幅員6 m以上の公的道路

- (6) 既存道路が6 m以下の場合は、幅員6 m以上の主要道路と接続されていなければならない。なお、現況幅員が4 m以下で、幅員6 m以上の主要道路から開発区域までの距離が300mを越える場合は、待避所を設けるように努めること。



- (7) 袋路状道路を設置する場合は、次に掲げるすべての事項に該当し、災害の防止上、避難上及び通行の安全上支障がないと認められるものでなければならない。

- ① 開発区域の周辺状況等により、将来とも他の道路との接続の必要がないと認められること。

- ② 道路幅員、転回広場等が以下の基準に適合していること。

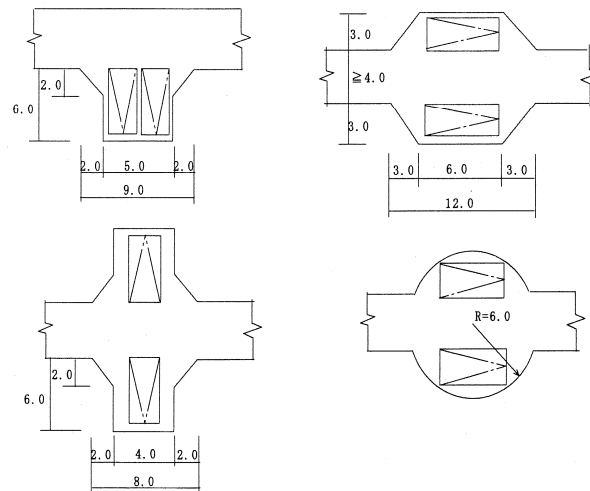
ア 回転広場を設置しない場合、次に掲げるすべての事項に該当していること。

- ・ 予定建築物の用途が、原則として2階建て以下の戸建て専用住宅、戸建て兼用住宅、または共同住宅であること。
- ・ 当該道路に面する戸数が10戸以下であること。
- ・ 当該道路の延長が35m以下の道路にあつては道路幅員が4 m以上、35mを超える道路にあつては道路幅員が6 m以上であること。

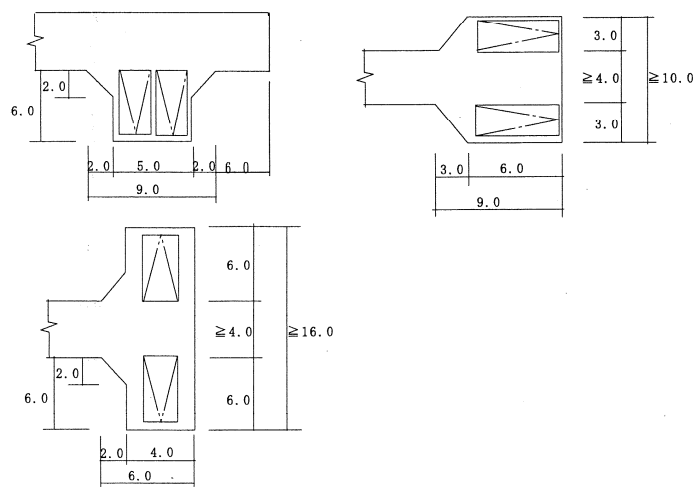
イ 回転広場を設置する場合、道路の中間部及び終端部に転回広場(又は車返し)及び避難通路等が有効に設けられているもの。

※転回広場（車返し）の標準図

1) 道路の中間に設ける場合



2) 道路の終端に設ける場合



③ 消防活動に支障がない旨の同意が得られること。

(8) 区域内道路及び既存道路は階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する小区間(街区の短辺程度)のもので、次に掲げる基準に適合し、通行の安全上支障のないものについてはこの限りでない。

① 階段及びその踊り場の幅並びに階段の蹴上げ、踏面及び蹴込みの寸法は、次のとおりとする。

ア 階段の幅 2 m以上

イ 踊り場の幅 2 m以上

ウ 蹴上げの寸法 15 c m以下

エ 踏面の寸法 30 c m以上

オ 蹴込み（踊り場）の寸法 2 m以上

② 踊り場の位置は、次のとおりとする。

ア 階段の高さが3 mを超える場合は、3 m以内に1箇所

イ 他の道路と交差する箇所。

③ コンクリート、石等の堅固で耐久力のある材料を使用するもの。

④ その他、通行の安全上必要な施設を設けたもの。

(9) 位置指定道路とする場合は、別途特定行政庁が定める基準によるものとする。

(10) 道路の交差による交差角は、60度以上で直角に近い角度とし、交差部分に設けるすみ切りの長さは次の表によること。ただし、道路の交差角が60度以下及び120度以上のときは、それぞれに応じて増減することができる。

交差道路の幅員	4m 以上 6m未満	6m 以上 9m未満	9m 以上 11m未満	11m以上
4m 以上 6m未満	3.0m	3.0m	3.0m	3.0m
6m 以上 9m未満	3.0m	4.0m	4.0m	4.0m
9m 以上 11m未満	3.0m	4.0m	5.0m	5.0m
11m以上	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m

4 道路の構造

(1) 道路の路面は、原則としてアスファルト舗装とし、勾配の著しく大きい（縦断勾配が8 %を超える）道路については、すべり止め舗装等安全上必要な措置を講じること。

※ すべり止め舗装とは、すべり抵抗性が期待できる舗装であり、その施工方法については、舗装設計便覧（社団法人日本道路協会 平成18年2月）を参考にされたい。

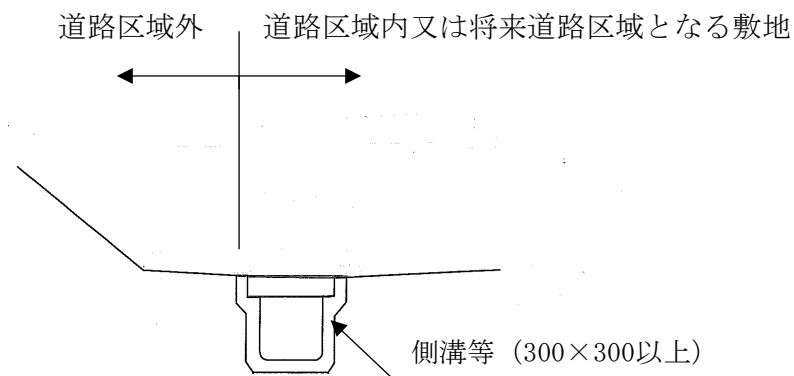
(2) 道路の縦断勾配は8 %以下とし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間（概ね30m）に限り12%以下とすることができる。

(3) 道路の横断勾配は、次の表によること。

道 路 区 分		勾 配	形 状
車 道	アスファルト舗装道 コンクリート舗装道	1.5%～2%	放 物 線
	そ の 他	3%～4%	〃
歩 道		1.5%～2%	直 線

- (4) 区域内道路には雨水等を有効に排出するため、排水能力を有した側溝又は街渠（以下「側溝等」という。）を設置しなければならない。また、開発区域の隣接地に既に側溝等がある場合は、近隣の状況を鑑み、これらと同等以上の側溝等を設置しなければならない。
- (5) 3 道路の配置計画(5)により既存道路において中心後退を行った場合、又は既存道路の敷地内で法面の埋立等を行った場合については、いずれも道路区域内（将来道路となる部分も含む）に、幅30 c m、深さ30 c m以上（側溝が用排水路を兼ねる場合は、これらの事項を勘案して）の断面で排水勾配が原則0.5%以上の側溝等の排水構造物を設置しなければならない。ただし、付近の状況から側溝等の設置が不要と認められる場合においてはこの限りでない。

※道路側溝の標準図



- (6) 開発行為により設置され、工事完了後、開発事業者以外の者が管理することとなる道路については、この章に定めるもののほか、道路管理者が定めた基準によること。

5 境界標

区域内道路及び既存道路（中心後退を行い、将来道路となる区域を含む。）とその他の土地との境界を明確にするため、境界線の各折れ点等に道路管理者が指示する境界標等を設置しなければならない。

6 安全施設

道路の通行の安全上必要と認められる場合は、安全施設を整備すること。

- (1) 次に掲げる区間には、安全柵を設置すること。

- ① 道路と接している箇所において、2 m以上の高さがある区間
- ② 道路が河川、水路等に近接している区間
- ③ その他、必要と認められる区間

- (2) 次に掲げる区間には、カーブミラーを設置すること。

- ① 見通しの悪い交差点及び曲線部
- ② 自動車交通及び歩行者の著しい道路への出入り口
- ③ その他、必要と認められる区間

7 施設の管理

開発行為により設置され市に引継ぐ道路は、土地の所有権移転があった日にその土地に属する施設も市に帰属されたものとする。

第3章 出入口に関する事項

1 設計計画の基本

- (1) 出入口は、開発区域の規模、予定建築物の用途及びその周辺の状況を勘案し、歩行者や車両の安全を確保するとともに、円滑な交通に支障をきたさないよう計画しなければならない。

2 出入口の配置計画

- (1) 歩道のある既存道路への出入口は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

①横断歩道及び前後5m以内の部分。

②トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分。

③バス停留所、路面電車の停留場、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。

④地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。

⑤交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分、ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。

⑥バス停車帯の部分。

⑦橋の部分。

⑧防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

⑨交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占用者が移転を認めた場合は除く。

- (2) 路外駐車場の出入口は、幼稚園、小学校及び児童公園等の出入口から20m以内の部分には設けてはならない。（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

- (3) 交通量の多い道路に接する路外駐車場は、前面道路に直角に面する配置

(いわゆる串刺し駐車)を原則禁止とする。

第4章 公園、広場、緑地に関する事項

1 設計計画の基本

- (1) 公園、広場、緑地（以下「公園等」という。）は、開発区域の規模、予定建築物の用途及びその周辺の状況を勘案し、地区住居者の利用の便と景観が充分生かされるよう、配置しなければならない。
- (2) 公園等の設置については、市及び開発事業者の協議によるもののほか、関係区の意見にも配慮したうえで設置の有無について決定すること。
- (3) 公園等を設置する場合は、開発区域の中心に設置することを基本とすること。また、形状は正方形又はこれに近い長方形の平坦な土地とし、公道に接していなければならない。

2 公園等の配置計画

開発区域内に設ける公園等は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

- (1) 公園等が、自動車が行き交う道路等に接する場合は、フェンス又は車止めを設置し、その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- (2) 公園等は、管理・休憩施設等が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
- (3) 公園等には、雨水等を有効に排出するための適当な排水施設が設けられていること。
- (4) 開発行為により設置され、工事完了後、開発事業者以外の者が管理することとなる公園等については、この章に定めるもののほか、公園管理者が定めた基準によること。

3 公園等の面積

- (1) 同一事業者において、既に許可を得た分譲住宅目的の開発行為に隣接して行う同目的の開発行為で、その合計面積が3,000㎡以上となる場合は、都市計画法で定められた面積（最低150㎡以上）の公園等を設置すること。
- (2) 住宅目的以外開発行為については、原則として公園等の設置は不要であるが、兵庫県条例「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の基本方針に基づき、緑地の確保に努めること。
- (3) 開発区域の周辺に相当規模の公園が存する場合等、特に必要としないと認められる開発行為については公園を設置しなくてもよい。ただし、開発区域の面積が2,000㎡以上3,000㎡未満の分譲目的の開発行為にあつては、3%以上の公園等を設けるように努めること。

4 境界標

公園等とその他の土地との境界を明確にするため、境界線の各折れ点等に公園管理者が指示する境界標等を設置しなければならない。

5 施設の管理

開発行為により設置され市に引継ぐ公園等は、土地の所有権移転があった日にその土地に属する施設も市に帰属されたものとする。

第5章 消防水利に関する事項

1 設計計画の基本

開発区域内に防火対象物を設置する場合は、次の基準を満たす消防水利等を設置しなければならない。ただし、既設の消防水利等によりこの基準を満たしている場合は、設置を省略することができる。

2 消防水利の配置計画

- (1) 開発区域への進入路は原則として4 m以上とし、市街地又は準市街地における消防水利は、一の消防水利から、開発事業区域内のあらゆる部分までの水平距離が次表に適合するように設けるものとする。ただし、傾斜地など特殊な地形、道路条件等にあつては歩行距離により算出するものとする。

用途地域	一の水利に至る水平距離
近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域	1 0 0 m
その他の用途地域及び用途地域の指定がない地域	1 2 0 m

※ 市街地又は準市街地以外の地域においては、防火対象物から1つの消防水利に至る距離は140m以下となるよう配置すること。

- (2) 開発区域への進入路が4 mに満たない場合であっても、消防車両の進入に支障がない場合は、(1)の一の水利に至る水平距離を準用する。
- (3) 開発区域に消防車両の進入に支障がある場合は、(1)の水平距離を1/2と読み替えるものとする。
- (4) 消防水利の配置は、消火栓のみに偏らないよう、おおむね消火栓4基に対し防火水槽1基とし消防水利の位置は、次の各号によるものとする。
- ア 消防ポンプ自動車が取水部分から4メートル以内に部署できること。ただし、道路状況等設置上特に困難な条件がある場合はこの限りでない。
- イ 消防車両が進入可能な幅員4 m以上、勾配12%以下の道路に接し、交差点又は分岐点付近等で、消防活動が容易に行える位置であること。

ウ 防火水槽の位置は、原則として公道に接すること。

エ 消火栓の設置は、道路に歩道がある場合は歩道に設けること。

3 消防水利の種別

消防水利は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づき勧告された「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づく消火栓及び防火水槽を原則とする。

4 消防水利の給水能力

- (1) 消防水利は、常時貯水量が40m³以上又は取水可能水量が毎分1m³以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有すること。
- (2) 消火栓は、呼称65mmの口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていること。ただし、管網の一边が180m以下となるように配管されている場合は、75mm以上とすることができる。

5 消防水利の規格

- (1) 消火栓の規格は、次の各号によるものとする。
 - ア 消火栓は、豊岡市が定める規格に適合するものであること。
 - イ 地下式消火栓の接続金具は、地盤面から20cm以内とすること。
 - ウ 地下式消火栓吸管投入孔蓋は、豊岡市吸管投入孔鉄蓋仕様によること。
- (2) 防火水槽（消防隊専用採水口を含む）を設置する場合は、豊岡市消防本部の基準に適合するものであること。

6 消防水利標識等

消防水利標識等は、次の各号によるものとする。

- ア 消防水利には、下記の消防水利標識（600型）を掲げること。ただし、消防水利の設置箇所及び周辺の状況等により設置が困難である場合においては、外径40センチメートルの標識（400型）にすることができる。

※ 防火水槽標識の標準図



イ 標識の高さは、原則として地上面から標識の下端まで1.0m以上とすること。ただし、道路区域内に設置し、歩行者の通行上支障となる場合においては、地上面から標識の下端まで2.5m以上とすること。

ウ 消防水利標識は、原則として豊岡市に帰属すること。

エ 標識の設置位置は、消火栓及び防火水槽の直近とすること。ただし、付近の状況により直近に設置できないときは、消防水利までの距離及び方向を示し、5m以内の位置に設置することができる。

7 消防活動空地等

建築物の建築を目的とする開発行為において、予定建築物が地上3階以上の場合は、開発事業区域内にはしご車が消火及び人命救助を行うために、容易に進入及び架ていできる消防活動空地を設けるものとする。ただし、建築物に面する道路からはしご車を使用して、有効な消防活動を行える場合はこの限りでない。なお、消防活動空地の基準については、豊岡市消防本部の基準に準じること。

8 消防長との協議

消防水利施設の計画にあたっては、事前に豊岡市消防本部消防長との協議を行うこと。

第6章 排水施設に関する事項

1 設計計画の基本

- (1) 排水施設は、開発区域の規模、地形、降水量、予定建築物の用途等から想定される雨水及び汚水を有効に排出できる能力をもった構造としなければならない。
- (2) 排水施設は、放流先の排水能力、水利の状況等を勘案して雨水及び汚水を有効かつ適切に(災害を生じないように)排出できる開発区域外の排水施設等に接続し、道路その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置しなければならない。

2 排水施設の配置計画

- (1) 流量計算における集水区域面積の算出は、開発区域及びその周辺の地形を考慮して定めること。
- (2) 雨水と汚水は、原則として分流式によって排出し、かつ雨水以外の下水は、暗渠によって排出させること。
- (3) 計画排水量の算出は、雨水管渠にあつては計画雨水量を、汚水管渠にあつては生活又は事業に起因し、もしくは付随して排出される排水量により算定した計画汚水量に地下水量及び開発区域外から流入する排水量を考慮して定めること。

- (4) 排水管は内径20 c m以上とすること。
- (5) 設計流速は污水管渠にあっては最小毎秒0.6mより最大毎秒3.0m、その他の管渠にあっては最小毎秒0.8mより最大毎秒3.0mとすること。なお、下流に行くに従い流速を漸増させ、また勾配がきつく流速が著しく増す場合は、流速を緩和させるための必要な施設を設けること。
- (6) 計画雨水量の算出は、次の式をもちいること。

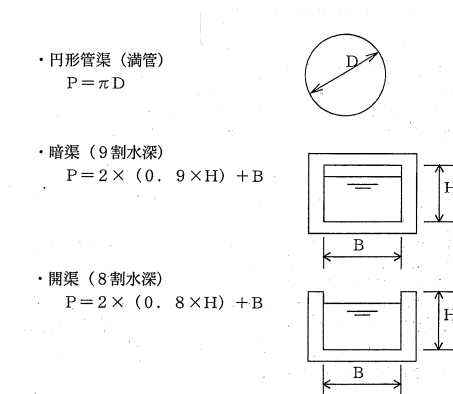
$$Q=1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q:計画雨水量(m^3/sec)

C:流出係数 宅地・裸地1.0、
草地緑地0.8、林地0.7

I:降雨強度(mm/hr) 120mm/hr

A:集水面積(ha)



※ 各数値は兵庫県の開発行為における標準値であり、詳細については認可図書の諸元に基づく。

- (7) 計画汚水量の算出は、次のとおりとする。
- ア 住宅の場合は、事業認可図書の諸元に基づく。
- イ 住宅以外の場合は、予定建築物の用途又は規模等に応じて想定される計画使用水量を勘案して算出すること。

- (8) 排水路及び雨水並びに污水管渠の計画通水量の計算は、次の式のいずれかを用いること。

ア クッター公式

$$V = (23 + 1/n + 0.00155/I) \times [1 / \{1 + (23 + 0.00155/I) \cdot n / \sqrt{R}\}] \times \sqrt{R \cdot I}$$

$$Q = A \cdot V$$

イ マニング公式

$$V=1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q=A \cdot V$$

V : 流速 (m/sec)	n : 粗度係数	
Q : 流量 (m ³ /sec)	ヒューム管	0.013
A : 流水断面積 (m ²)	石 積	0.025
I : 勾配	コンクリート面	0.015
R : 径深=A/P (m)	硬質塩ビ管	0.010
P : 潤辺 (m)		

- (9) 排水施設はコンクリート、鉄筋コンクリート造等堅固で耐久力を有し、かつ漏水を最小限度にする構造であること。
- (10) 排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる場所にはます又はマンホールを設けること。
- ア 公共の用に供する管渠の始まる箇所
 - イ 流路の方向、勾配又は断面が変化する箇所
 - ウ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を越えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所
- (11) ます又はマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15 c m以上の泥だめが、その他のます又はマンホールにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。
- (12) 開発区域及びその周辺の地形の状況から、開発行為を行うことにより相当量の土砂流出が予測される場合においては、下流域に対する被害を防止するため、流出土砂量に対応する沈砂池を設置すること。

3 管理者との協議

開発区域内の排水施設計画については、事前に下水道管理者との協議を行うこと。

第7章 給水施設に関する事項

1 設計計画の基本

本条例が適用される開発行為にあっては、水道その他の給水施設が当該開発区域周辺に支障を来たさないような構造及び能力とすること。

2 給水施設の計画

開発区域における水道施設の材料・規格等については、水道事業管理者の基準に準じること。

3 管理者との協議

開発区域内の給水施設計画については、事前に水道事業管理者との協議を行うこと。

第8章 緑化に関する事項

1 設計計画の基本

- (1) 開発区域内の緑化は自然環境及び景観の保全を目的とし、開発区域の規模及び周辺の状況を勘案して地域環境と調和した計画としなければならない。
- (2) 緑化により設置された樹木の樹種・位置等については、将来の維持管理にも考慮し計画すること。

2 緑化に関する設計計画

- (1) 開発区域内で傾斜度15度以上のがけ面及び法面（1：3.7より急な法面）には、法面の保護及び自然環境保全の観点から、法面緑化を行わなければならない。ただし、法面の勾配・土質、開発区域周辺の環境等により、法面緑化が著しく困難であると判断される場合は、この限りでない。
- (2) 盛土法面の緑化については、法面整形を行った後、種子散布・張り芝・筋芝等により緑化を行うものとする。ただし、盛土材質が岩砕等、これらの方法が適切でないと判断される場合は、客土吹付・植生基材吹付により緑化を行わなければならない。
- (3) (2)により緑化された盛土法面には周辺の自然環境等に配慮するため、法面の安定上支障のない範囲において法面若しくは小段に低中木を植栽するように検討すること。なお、候補樹種については、兵庫県条例「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の運用指針に準じるものとする。
- (4) 切土法面の緑化については、土壌硬度及び土質状況に応じて種子散布・客土吹付・植生基材吹付等による緑化を行わなければならない。
- (5) (1)のただし書きによる場合は、第8章「安全措置に関する事項 3 擁壁等の設計計画」により、安全上必要な措置を講じること。

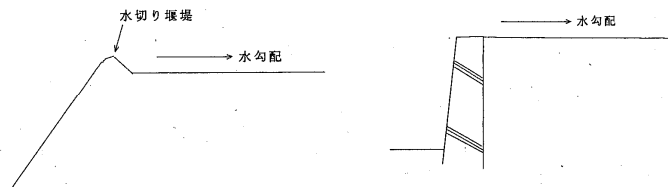
第9章 安全措置に関する事項

1 設計計画の基本

- (1) 開発区域内の土地が軟弱な地盤の場合又はがけくずれ、出水等のおそれがある場合は、地盤改良、擁壁又は水路の設置等安全上及び防災上必要な措置を講じること。
- (2) 長大がけ及び法面（垂直高5m）の上端、下端には道路等の公共空地进行を配し、直接宅地に接しないような配置計画とすること。

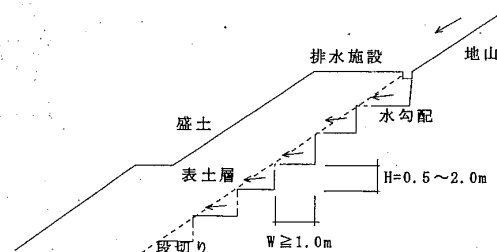
2 地盤等に関する設計計画

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように良質土による置き換え、水抜き等の措置を講じること。
- (2) 開発行為によってがけが生じる場合は、当該がけの上端に続く地盤面の雨水等は、当該がけの反対の方向に流れるような措置を講じること。



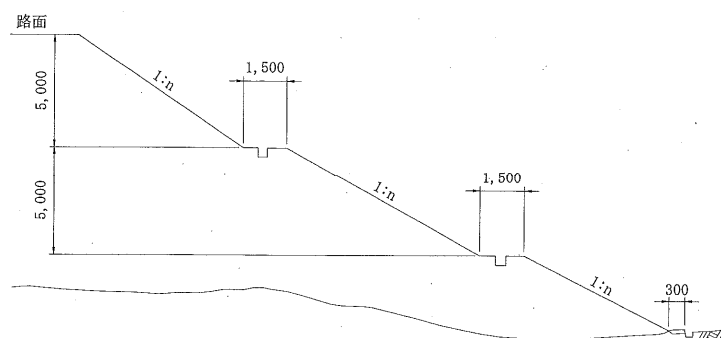
- (3) 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、杭打ち、土の置き換え等の措置を講じること。
- (4) 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置を講じること。
- (5) 盛土のり面の勾配は、30度（約1：1.8）以下とすること。
- (6) 盛土のり面は、のり高5mごとに幅1.5mの小段を設けること。また、のり高が15mを超える場合は、のり高15mごとに幅3m以上の大段を設けること。
- (7) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土する前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう、段切り等の措置を講じること。

※段切りの標準図

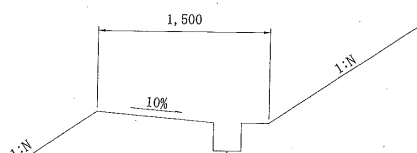


- (8) 谷筋等の傾斜地において盛土を行う場合においては、災害の防止上必要に応じ盛土の適当な箇所に、その高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を集水暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。

※盛土の標準断面図



※盛土（切土）小段の標準例



※ 小段の排水施設については別途協議すること

- (2) 切土をした土地の部分に生じる高さが2 mを越えるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1 mを越えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生じる高さが2 mを越えるがけのがけ面は擁壁を設置すること。ただし、切土をした土地の部分に生じることとなるがけ又はがけの部分で次の①又は②に該当するがけ面についてはこの限りでない。

- ① 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じ勾配が同表の中欄に掲げる角度以下のもの。
- ② 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じ勾配が同表の中欄に掲げる角度を越え、同表の右欄に掲げる角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5 m以内の部分。この場合において、①に該当するがけの部分により、上下に分離されたがけの部分があるときは、①に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の上限
軟石（風化の著しいものを除く）	60度（約1：0.6）	80度（約1：0.2）
風化の著しい岩	40度（約1：1.2）	50度（約1：0.9）
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35度（約1：1.5）	45度（1：1.0）

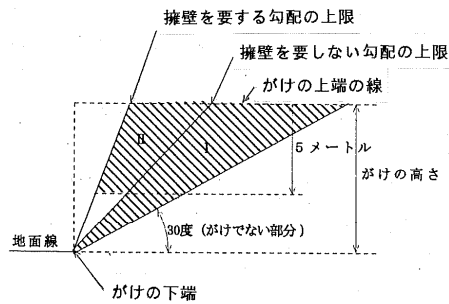


図1 擁壁を要しないがけ又はがけの部分(1)

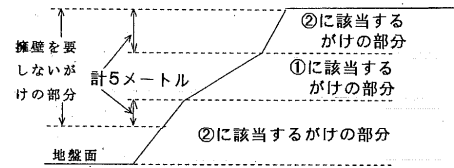
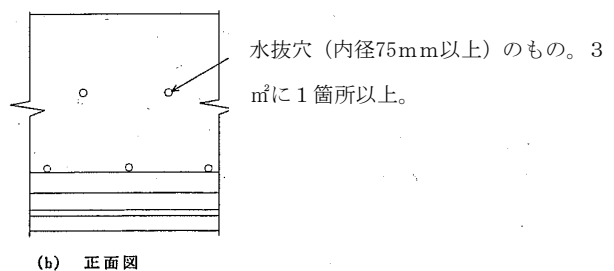
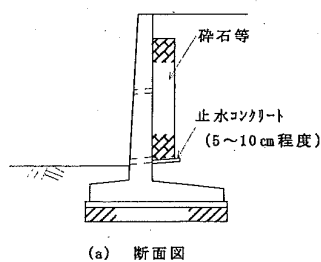


図2 擁壁を要しないがけ又はがけの部分(2)

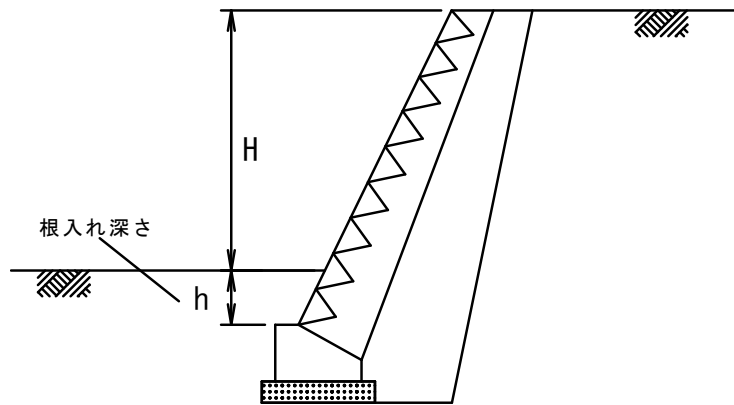
- ③ ②の基準は主に建築物の用に供する目的の開発行為に適用するものであり、主に建築物の用に供する目的以外開発行為（土砂採取行為も含む）については①の基準によるものとする。
- (3) (2)により設置される擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知練積み造、その他の練積み造のものとする。
- (4) 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって、土圧、水圧及び自重による破壊、転倒、沈下、すべり等がない擁壁であることが確かめられたものであること。また、練積み造擁壁については、兵庫県開発許可制度の運用基準によるものとする。
- (5) 擁壁にはその裏面の排水をよくするため、壁面の面積 3 m^2 以内に1本以上の水抜き穴(内径 7.5 cm 以上の耐水材料のもの)を、また擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には砂利等の透水層(最低 30 cm 以上の厚さ)を設けること。



- (6) 開発行為によって生じるがけのがけ面をおおう擁壁で高さが 2 m を超えるものについては、この基準によるもののほか、宅地造成及び特定盛土等規制法及び建築基準法の技術的基準に準じること。

(7) 擁壁の根入れ

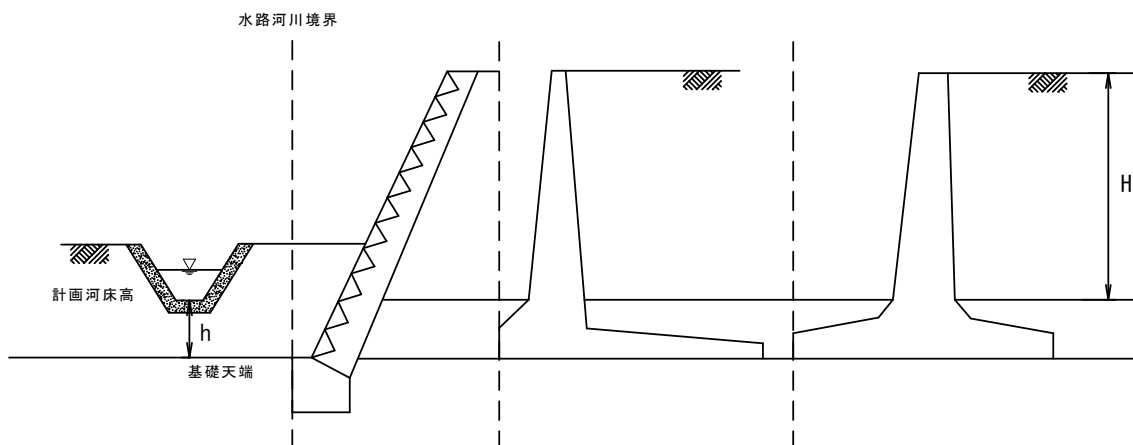
① 練積み造擁壁の根入れ深さは、以下のとおりとする。



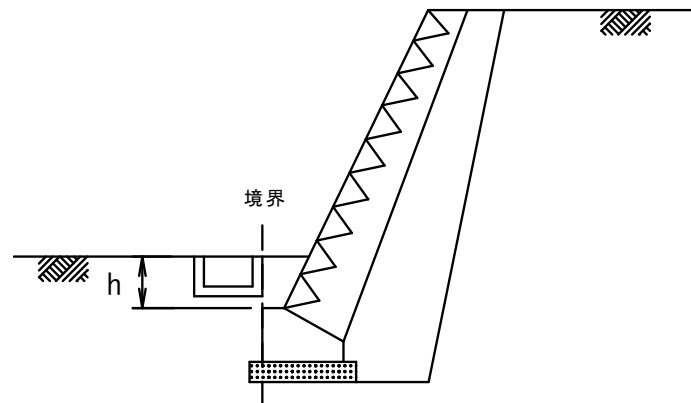
土質	根入れ深さ (m)
岩、岩屑、砂利又は砂 砂利混じり砂	擁壁の高さ： H 35cm以上かつ擁壁高さの15/100以上
真砂土、関東ローム 砂質粘土その他これらに類するもの	
その他の土	45cm以上かつ擁壁高さの20/100以上

②水路、河川に接している場合

水路、河川に接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さは河床から取るものとする。ただし、将来計画がある場合は、その河床高さ（計画河床高）から取るものとする。



③擁壁前面にU字型側溝を設ける場合は、地表面からの高さとする。



4 その他の安全措置に関する基準

- (1) この章に掲げている具体的な対策及びその他の安全措置に関する基準等については、「盛土等防災マニュアルの解説」（株ぎょうせい）を参照すること。

第10章 その他に関する事項

- (1) 開発区域内に公益的施設を設置する場合については、開発規模及びその周辺の状況、施設の機能等に応じ、居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されるよう、市長と協議して定めること。
- (2) その他、この技術的基準に定められていない基準については、「兵庫県開発許可制度の運用基準」によるものとする。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。